

## 重要事項説明書

本説明書は、いろは園（以下「当園」という。）における特定教育・保育の提供の開始に際し、利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を示すものです。

令和6年4月1日現在

### 1 設置者

設置者の名称	特定非営利活動法人MTS
代表者氏名	理事長 櫻井 優
所在地	埼玉県川口市幸町3丁目10番16号1F
電話番号	048-242-5416

### 2 目的及び運営方針

目的	当園は児童福祉法に基づいて乳児又は幼児の保育事業を行うことを目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 当園を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するものとする。</li><li>2 保育に関する専門性を有する職員が、利用乳幼児の家庭との緊密な連携のもとに、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。</li><li>3 利用乳幼児の家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めていくものとする。</li><li>4 児童福祉法その他関係法令等を遵守し、運営を行うものとする。</li></ol>

### 3 当園の概要

名称	いろは園
所在地	埼玉県川口市幸町3丁目10番16号1F
電話番号	048-242-5416
認可年月日	令和2年4月1日
管理者（園長）氏名	長岡 太樹

利用定員	48名					
内訳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	6名	6名	6名	10名	10名	10名
自己評価の概要	当園が定める自己評価基準に基づき毎年度実施					
職員の研修実施状況	1 当園が指定する危機研修に参加 2 川口市または埼玉県が実施する保育士研修に参加					
嘱託医	関口 由利子					
	病院名	Sunny キッズクリニック				
	電話番号	048-400-2292				
嘱託歯科医	大沼 稜					
	病院名	大沼歯科医院				
	電話番号	048-253-5510				

#### 4 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
管理者（園長）	1名	保育園の運営管理全般、職員の指揮監督
主任保育士	1名	地域の保護者等への子育て支援、管理者（園長）の補佐、保育士等の統括
保育士	11名	保育業務、保育計画等の立案、家庭との連絡
保育補助者	2名	保育補助業務
調理員	3名	子どもたちの栄養管理、給食調理業務
用務員	1名	施設消毒及び清掃、園外活動時の見守り等
嘱託医・嘱託歯科医	各1名	子どもの健康診断、健康相談及び助言指導等

#### 5 開園日、開園時間及び休園日

曜日	保育標準時間	開園時間
月 ↓ 金	通常保育	7時00分から18時00分まで
	延長保育	18時00分から19時00分まで
土	通常保育	7時00分から18時00分まで
	延長保育	

曜日	保育短時間	開園時間
月 ↓ 金	時間外延長保育	7時00分から8時30分まで
	通常保育	8時30分から16時30分まで
	時間外延長保育	16時30分から18時00分まで
	延長保育	18時00分から19時00分まで
土	時間外延長保育	7時00分から8時30分まで
	通常保育	8時30分から16時30分まで
	時間外延長保育	16時30分から18時00分まで
	延長保育	

## 6 保育士配置基準

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3 : 1	5 : 1	6 : 1	17 : 1	27 : 1	27 : 1

## 7 休園日

当園の休園日は、次に掲げる日とする。
1 日曜日
2 国民の祝日
3 12月29日から1月3日まで

## 8 施設の概要

敷地面積	445.25㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建の1階と地下1階（1階256.21㎡ 地下1階121.74㎡）
建築年次	昭和60年
建物面積	床面積1196.81㎡（内、当園に係る部分377.95㎡）
保育室数及び面積	6室 124.18㎡
屋外遊戯場	【屋外遊戯場に変わるべき場所】川口市幸町2丁目10番に所在する幸町2丁目公園 646平方メートル
設備概要	保育室・遊戯室、調理室、事務室（医務室兼用）、トイレ他
加入保険	傷害保険、施設賠償責任保険

## 9 衛生管理

当園における衛生管理は、次に掲げるもののほか、関係法令等を遵守し、衛生管理を行うものとする。

- 1 当園は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うものとする。

## 10 食事

当園における食事（給食等の提供）は、次に掲げるもののほか、関係法令等を遵守し、提供するものとする。

- 1 当園の施設内において調理するものとする。
- 2 献立はできる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとする。
- 3 食品の種類及び調理方法は、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。
- 4 利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとする。

## 11 利用開始に関する事項

- 1 当園の利用を希望する場合は、当分の間、川口市が定める様式及び方法により、川口市に申込みを行うものとする。
- 2 利用の申込みを行った乳児又は幼児（以下「利用申込乳幼児」という。）については、川口市が利用調整を行うものとする。
- 3 当園は、川口市から保育の利用について委託を受けた場合は、正当な理由がない限り、これを拒んではならないものとし、利用申込乳幼児の保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書等を交付して説明を行い、当園の利用開始について当該保護者の同意を得なければならないものとする。

## 1.2 利用終了に関する事項

- 1 利用乳幼児が当園の利用を終了しようとする場合は、当分の間、川口市が定める様式及び方法により、川口市に届け出るものとする。
- 2 当園の利用の終了に際しては、利用乳幼児について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、利用児童に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めるものとする。

## 1.3 健康診断等

当園は、利用乳幼児に対し、1年2回の定期健康診断を学校保健安全法の規定する健康診断に準じて行うものとする。

## 1.4 利用者負担額

保育料	川口市が利用者ごとに定める額を川口市に支払うものとする。
保育標準時間利用者延長料金（月極）	18時～19時まで 一律3,000円
保育標準時間利用者延長料金	18時以降 300円
保育短時間利用者延長料金	7時～8時30分まで 200円 16時～18時まで 200円 18時～19時まで 300円
閉園後の延長料金	延長保育時間は保育所の閉園時間が最長となり、19時を過ぎた場合には1,000円が課金され、以降10分毎に1,000円を同様に課金するものとする。
ぼうし	600円
クレヨン	1箱540円（ばら1本につき50円）
画用紙	340円
乳児ノートファイル	100円
おむつ廃棄代	500円（0歳児） 300円（1歳児） 200円（2歳児以降）
幼児ノート	80円
園Tシャツ（3、4、5歳児）	1,400円

主食費/毎月 (3、4、5歳児)	1,000円 給食費実費分として
副食費/毎月 (3、4、5歳児)	4,500円 給食費実費分として
けん玉(4、5歳児)	1,300円
日本スポーツ振興センター(保険)	240円
アルバム	表紙200円 + 1ページ毎200円

- \* 延長保育を利用する場合は原則として事前の申込みが必要となります。やむをえない理由で申込み当日に利用を希望される場合、お迎えが遅れる事がわかった時点で必ず保育所へ連絡してください。
- \* 延長料金(月極)を希望される場合は、必ず前月までに延長保育申請書を提出して下さい。月途中での申請・変更はできません。
- \* 延長料金は、保育標準時間・保育短時間ともに保育園への直接納付となります。
- \* 上記費用の価格は、納入先の値上げ等に伴い変動することがあります。その際には、事前にお知らせをいたします。
- \* 卒園遠足代・お泊り保育代など行事に係る実費は金額が変動しますのでその都度お知らせいたします。

### 15 緊急時等の対応

保育時間中に、利用乳幼児の体調の急変、その他緊急事態が生じた場合は、あらかじめ利用乳幼児の保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど別に定める「安全保育マニュアル」に従って行動し、必要な措置を講じるものとする。

### 16 非常災害時の対応

園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備えて、とるべき措置についてあらかじめ対策をたて、少なくとも毎月1回入所児童及び職員避難及び消火訓練を行うものとする。

## 17 個人情報保護

- 1 当園の職員（職員であった者も含む）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。
- 2 保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、又は日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用してはならないものとする。

## 18 保育内容に関する相談・苦情

当園	窓口設置場所	いろは園 事務室内
	窓口開設時間	9時00分から18時00分まで
	担当者氏名	大野 智子
	受付方法	電話：048-242-5416 メール：mts.irohaen@gmail.com
川口市	担当課	子ども部保育幼稚園課
	所在地	川口市中青木1-5-1 川口市役所第2庁舎3階
	受付時間	8時30分から17時15分まで
	受付方法	電話：048-258-1110（代表番号） メール：083.04500@city.kawaguchi.saitama.jp